

7 修理第125号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名 称 富士フイルムメディカル株式会社

事業所の
名称及び
所 在 地 富士フイルムメディカル株式会社 沖縄サービスセンター
沖縄県中頭郡西原町字翁長834番地

修理区分 動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

登 録 の
有効期間 令和8年2月14日から
令和13年2月13日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和7年12月2日

農林水産大臣 鈴木 憲和